

鹿 児 島 県 公 報

平成24年7月20日（金）第2822号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定の通知（2件） (森づくり推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（6件） (水産振興課取扱い) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 6
- 道路の位置指定（2件） (始良・伊佐地域振興局取扱い) 6
(大隅地域振興局取扱い) 6

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件） (商工政策課取扱い) 7

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※） (選挙管理委員会取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第859号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年7月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市横川町上ノ字小平697番2，709番，711番，字中唐仁721番，字西唐仁724番2，字牟田729番3，729番4，字仁田尾800番1，800番2，800番31，800番43，字浦ノ谷803番2
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第860号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年7月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
奄美市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第861号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年7月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
出水郡長島町下山門野字木ノ上499番1（次の図に示す部分に限る。），502番6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第862号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年7月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護24ひばり	南さつま市加世田地頭所1707-1	ライフ・ケア合同会社	南さつま市金峰町宮崎507	和田 公介	平成24年6月30日	訪問介護
有限会社岩井金物店	出水市高尾野町柴引2103番地6	有限会社岩井金物店	出水市高尾野町柴引2103番地6	岩井 孝治	平成24年6月30日	福祉用具貸与

鹿児島県告示第863号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により，指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年7月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護24ひばり	南さつま市加世田地頭所1707-1	ライフ・ケア合同会社	南さつま市金峰町宮崎507	和田 公介	平成24年6月30日	介護予防訪問介護
有限会社岩井金物店	出水市高尾野町柴引2103番地6	有限会社岩井金物店	出水市高尾野町柴引2103番地6	岩井 孝治	平成24年6月30日	介護予防福祉用具貸与

鹿児島県告示第864号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成24年7月20日から同年8月3日まで甬島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成24年7月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
薩摩川内市下甬町手打1642番地1 大重玄正
薩摩川内市下甬町長浜157番地2 下野尚登
薩摩川内市下甬町片野浦49番地 中道則正
- 2 加入区
下甬村加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
甬島漁業協同組合

鹿児島県告示第865号

薩摩川内市里町里3618番地 石原八助及び薩摩川内市里町里3508番地 橋口良一からなされた次の一定の水域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定による届出に係る同条第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年7月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

一定の水域

- 1 名称 あわび薩摩川内市里町加入区
- 2 区域 鹿共第11号漁業権の漁場の区域

鹿児島県告示第866号

薩摩川内市上甬町瀬上665番地 浜田史朗及び薩摩川内市上甬町瀬上704番地 浜田富士男からなされた次の一定の水域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定による届出に係る同条第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年7月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

一定の水域

- 1 名称 あわび薩摩川内市上甬町浦内加入区
- 2 区域 鹿共第12号漁業権の漁場の区域のうち薩摩川内市上甬町浦内の区域（薩摩川内市上甬町小島、上甬町桑之浦及び上甬町瀬上の地区）

鹿児島県告示第867号

薩摩川内市上甑町江石184番地 中間義也及び薩摩川内市上甑町江石393番地 西晃からなされた次の一定の水域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定による届出に係る同条第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年 7 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

一定の水域

- 1 名称 あわび薩摩川内市上甑町中甑・江石加入区
- 2 区域 鹿共第12号漁業権の漁場の区域のうち薩摩川内市上甑町中甑・江石の区域（薩摩川内市上甑町中甑，上甑町江石及び上甑町中野の地区）

鹿児島県告示第868号

薩摩川内市上甑町平良305番地 川畑安光及び薩摩川内市上甑町平良229番地 寺本直史からなされた次の一定の水域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定による届出に係る同条第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年 7 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

一定の水域

- 1 名称 あわび薩摩川内市上甑町平良加入区
- 2 区域 鹿共第12号漁業権の漁場の区域のうち薩摩川内市上甑町平良の区域（薩摩川内市上甑町平良の地区）

鹿児島県告示第869号

肝属郡肝付町南方23番地 7 津代正秋及び肝属郡肝付町南方217番地 2 柳川良則からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年 7 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 肝付町内之浦区域（肝属郡肝付町大字北方及び大字南方の地区）
- 2 区分 小型定置漁業

鹿児島県告示第870号

肝属郡肝付町南方1391番地 1 飯山朋弘及び肝属郡肝付町南方2667番地 5 山之口勇光からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年 7 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 肝付町内之浦区域（肝属郡肝付町大字北方及び大字南方の地区）
- 2 区分 ます網漁業

鹿児島県告示第871号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、徳之島用土地改良区の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 7 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
理事 新納 啓武 大島郡天城町天城661番地 1

理事	麓	家三	大島郡天城町松原3117番地 1
理事	小林	豊徳	大島郡天城町岡前302番地
理事	玉江	昌射	大島郡天城町浅間613番地 1
理事	仲	公男	大島郡天城町西阿木名571番地
理事	福	鋭山	大島郡徳之島町亀津3177番地 4
理事	白山	明	大島郡徳之島町亀津1113番地
理事	川上	福良	大島郡徳之島町下久志123番地 3
理事	為島	良一	大島郡徳之島町母間3477番地
理事	永長	和久	大島郡徳之島町山1677番地18
理事	谷村	清次	大島郡伊仙町木之香268番地
理事	美山	保	大島郡伊仙町目手久1700番地 1
理事	宮永	誠	大島郡伊仙町目手久349番地 1
理事	町	彰雄	大島郡伊仙町面縄326番地
理事	清水喜玖男		大島郡伊仙町伊仙2291番地 1
理事	大久	幸助	大島郡天城町浅間652番地 1
理事	大久保	明	大島郡伊仙町伊仙2077番地
理事	高岡	秀規	大島郡徳之島町亀津980番地
監事	秋田	浩平	大島郡天城町兼久1376番地 1
監事	保岡	盛寿	大島郡徳之島町花徳3269番地
監事	永岡	良一	大島郡伊仙町木之香72番地 6
監事	福	健吉郎	大島郡天城町松原1818番地

(任期 平成24年 3 月 2 日から平成27年 8 月 31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事	新納	啓武	大島郡天城町天城661番地 1
理事	麓	家三	大島郡天城町松原3117番地 1
理事	小林	豊徳	大島郡天城町岡前302番地
理事	玉江	昌射	大島郡天城町浅間613番地 1
理事	仲	公男	大島郡天城町西阿木名571番地
理事	福	鋭山	大島郡徳之島町亀津3177番地 4
理事	白山	明	大島郡徳之島町亀津1113番地
理事	川上	福良	大島郡徳之島町下久志123番地 3
理事	為島	良一	大島郡徳之島町母間3477番地
理事	永長	和久	大島郡徳之島町山1677番地18
理事	谷村	清次	大島郡伊仙町木之香268番地
理事	美山	保	大島郡伊仙町目手久1700番地 1
理事	宮永	誠	大島郡伊仙町目手久349番地 1
理事	町	彰雄	大島郡伊仙町面縄326番地
理事	清水喜玖男		大島郡伊仙町伊仙2291番地 1
監事	秋田	浩平	大島郡天城町兼久1376番地 1
監事	保岡	盛寿	大島郡徳之島町花徳3269番地
監事	永岡	良一	大島郡伊仙町木之香72番地 6

鹿児島県告示第872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年 7 月 20 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 7 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬竜郷線	奄美市名瀬大字芦花部字仲田1007番地先から986番1地先まで	前後	21.0～62.0 34.0～95.0	61.0 61.0
	竜郷奄美空港線	奄美市笠利町大字用安字神ノ子1273番7地先から1271番1地先まで	前後	11.4～22.0 14.2～22.0	25.0 25.0

鹿児島県告示第873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年7月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬竜郷線	奄美市名瀬大字芦花部字仲田1007番地先から986番1地先まで	平成24年7月20日

始良・伊佐地域振興局告示第37号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年7月20日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年7月4日	霧島市国分中央三丁目3番3号 株式会社国分ハウジング 代表取締役 久保一元	始良市加治木町木田字赤坂2712番1	4.04メートル～ 4.12メートル	30.78メートル

大隅地域振興局告示第19号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年7月20日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年5月18日	鹿屋市横山町2102番地 樋脇寅巳	志布志市有明町野井倉字坂上6038番4	4.20メートル	34.93メートル

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年7月20日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成24年7月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー吉田店

鹿児島市本名町1098番1 外3筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成24年1月27日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講じるよう努めること。

(2) 駐車場、駐輪場について

ア 道路の路面外に設置され、駐車のために供する部分が500㎡以上の誰でも自由に利用できる駐車場については、構造及び設備について駐車場法第11条に定める技術的基準の適用を受ける。店舗利用者用の駐車場である場合でも、専用駐車場であるとの明示をするとともに、管理人等が一般の利用を排除するなどしない場合には、専用駐車場とはみなされない。本件駐車場についても、専用駐車場としての措置を行わない場合には、駐車場法における技術的基準の適用を受けることとなるので、十分留意すること。

イ 専用駐車場としての措置を行う場合にも、駐車場の出入口については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、駐車場法に定める構造及び設備の基準に即したものとすよう努めること。

ウ 上記の要件に加え、当該駐車場を都市計画区域内に設置し、駐車料金を徴収する場合は、駐車場法第12条により駐車場の設置や変更等を鹿児島市長に届け出ることが必要となるので、十分留意すること。

エ 駐輪場、自動二輪駐車場について、適切な管理を行うこと。

オ 駐輪場には、盗難防止のための施錠バーを設置すること。

カ 駐輪場、自動二輪駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。

キ 駐輪場18台、自動二輪駐車場6台が確保されているが、利用車両が多く収容できない場合には、別途確保すること。

(3) 建物について

ア 当計画地は、吉田都市計画区域内の用途地域が無指定の地域で、特定用途制限地域（地域中心地区環境整序型及び地域中心地区幹線道路沿道型）に指定されていることから、建築物の建築に際しては、関係法令等を遵守すること。

なお、地域中心地区環境整序型の用途地域にあつては、店舗等で延べ面積が1,500㎡を超え、又は、3階以上の建築が規制されていることから、現在の計画から、敷地形状等に変更が生じる場合は、事前に本市建築指導課と協議を行うこと。

イ 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築を行う場合は、着工する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。また、屋外広告物については、本市屋外広告物条例を遵守するとともに、景観に配慮したものとすること。

「大規模小売店舗届出書」に景観への配慮「特になし」と記載されているが、本市景観計画に定めた景観形成基準に基づき景観への配慮をすること。

(4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

- ア 大気汚染防止法，騒音規制法，振動規制法，水質汚濁防止法及び本市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は事前に届出を行い，規制基準を遵守すること。なお，設置の際には付近の状況に配慮し，適切な設置場所を選定すること。
- イ 本市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設（圧縮機，送風機）を有する事業所であることから，規制基準を遵守すること。なお，室外機の設置場所については，付近の状況に配慮し，適切な場所を選定すること。
- ウ 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上である場合，本市環境保全条例に基づき，看板，書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
- エ 配送車等の通行は経路，時間帯を考慮し，騒音，振動などで周辺住民・事業所に迷惑をかけないこと。
- オ 開発区域の周辺住民・事業者に対して，事前に工事・予定建築物等を十分説明するとともに開発中及び開発後において，苦情の申し立てがあったときは誠意をもって対処すること。
- カ 廃棄物の適正な処理を行うとともに，一般廃棄物と産業廃棄物の区分，分別の徹底，資源化の推進を図ること。また，一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬，処分の委託にあたっては，それぞれの収集運搬業，処分業の許可を取得しているか確認をして委託すること。
- キ 廃棄物の収集車両への積込みについては，深夜・早朝の時間帯を避けるなど，騒音・振動等に関して周辺環境への配慮を行うこと。
- ク 廃棄物の保管や収集に伴う悪臭の発生，汚水の外部への流出などがないように留意すること。
- ケ 3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に取り組むとともに，事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は，一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。
- コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等に基づき，適正に行うこと。

(5) その他

所有し，占有し，又は管理する土地，建物，工作物その他資機材等について，地域住民等の安全に十分配慮し，適正に管理するとともに，安全確保のために必要な措置を講ずること。また，従業員に，安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので，当該意見を平成24年7月20日から1月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成24年7月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターニシムタ伊集院店
日置市伊集院町猪鹿倉字池田798番地1 外54筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年2月10日
- 3 意見の概要
駐輪場の位置の変更については，外売場配置見直しに伴うものであり，周辺地域の生活環境の保持については，支障は無いと考えます。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**鹿児島県選挙管理委員会告示第31号**

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年 7 月 20 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 の表243の項を次のように改める。

243	おぐらリハビリテーション病院	鹿屋市笠之原町27番22号
-----	----------------	---------------